

令和8年度新潟県外国人材受入環境整備事業費補助金

Q & A

(令和8年4月1日現在)

- 補助金交付要綱及び実施要領をご覧いただいたうえで、このQ&Aをご参考としてください。
- 税金を財源とする補助金の執行にあたっては、必要な事務手続きや各種の制限がありますので、ご理解いただきますようお願いいたします。

【1 共通】

Q1-1. どのような補助金か。

外国人材の受入促進を図るため、受入企業が行う外国人材受入環境整備事業に要する経費に対し、予算の範囲内において補助金を交付するものです。対象となる事業は、(1)外国人労働者日本語学習支援事業、(2)外国人材受入・定着支援事業の2つあります。2つの事業を実施し、それぞれ補助金の交付申請を行うことも可能です。

なお、補助率や交付上限額の定めがありますので、詳細は交付要綱等をご参照ください。

Q1-2. 補助対象事業者の要件はあるか。

新潟県内の中小企業等（県内に事業所を有し、常時雇用労働者300人以下の企業・団体）としています。

Q1-3. 補助対象となる経費はどのようなものか。

以下の経費を主な対象として想定しています。

- ・外国人材受入企業等が従業員に対して行う日本語学習支援に要する経費
例：日本語学習に要する受講料（オンライン受講も可）、教材費、印刷・製本料等
- ・外国人材の受入れや定着に向けたモデル的な取組に要する経費
例：外部講師に対する報償費・旅費、需用費（教材費、印刷・製本費、消耗品費）、使用料及び賃借料、通信運搬費、手数料、委託料、備品購入費

Q1-4. 補助対象とならない経費にはどのようなものがあるか。

従業員の給料等人件費は補助対象外としています。

また、県の交付決定前に実施した事業も補助対象となりませんので、留意ください。

Q1-5. 他の補助金との併用は可能か。

国又は新潟県の他の補助金等が交付される事業は、本補助金の交付対象とはなりません。

せん。市町村等から交付を受ける補助金等がある場合は、実施要領に定める経費積算書に記載してください。

Q1-6.いつまで補助金の交付申請を受付けているか。また、いつまでに事業を完了させなければならないのか。

交付申請は令和9年1月29日（金）まで受付けます。ただし、予算の上限に達した場合は、受付期間内であっても受付を締め切ります。

事業は令和9年2月末日までに完了させてください。完了とは、事業の実施に要した経費の支払いも含まれます。

なお、事業完了後は、完了から起算して30日以内又は令和9年3月5日（金）のいずれか早い日までに実績報告書を提出していただく必要があります。

Q1-7.実績報告書等にて請求した経費は、全て補助金の交付対象となるのか。

提出された実績報告書の内容を審査し、適正と認められた場合に補助金の額を確定し、申請者に支払います。

Q1-8.事業の対象となる外国人材労働者は、直接雇用のみか。派遣として受入れしている者も対象となるか。

本補助金は、外国人材の受入・定着を目的とし、その実現に向けた取組を行うことを交付の条件に定めています。このため、事業所等において継続的な就労が見込める直接雇用の外国人労働者のみが対象となり、派遣は対象外となります。

また、在留資格「留学」「家族滞在」などの方をアルバイトやインターンシップで受入れている場合についても、上記同様に対象外となります。

【2 外国人労働者日本語学習支援事業について】

Q2-1.海外の子会社や支店で就労している外国人労働者の日本語学習を支援している。将来的には転勤等により県内事業所にて就労することが有り得るが、現在は県内に在籍していない者も対象となるか。

本補助金は外国人材の受入・定着を目的としているため、将来的な県内就労が確定していない者は、対象となりません。

【3 外国人材受入・定着支援事業について】

Q3-1.本事業で取得した施設や設備等を処分することは可能か。

減価償却資産の耐用年数等に関する省令（昭和40年大蔵省令第15号）で定めている耐用年数を経過するまで、知事の承認を受けずに、この事業の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、担保に供し、取壊し又は廃棄してはなりません。

また、知事の承認を受けて財産を処分することにより収入があった場合には、その収入の全部又は一部を県に納付させることがあります。

Q3-2.物品の購入や検定・試験の受験費用のみで交付申請することは可能か。

本補助金は、外国人材の受入れや定着に向けたモデル的な取組を対象とし、複数の取組を実施することを条件としています。単純な物品等の購入や経常的な経費は、原則、対象としません。

各事業所の実情に応じて、外国人労働者の就労環境の整備や生活の質の向上、あるいは相互理解を深めるための日本人従業員や地域住民との交流など、創意・工夫のある取組を想定しております。なお、好事例として、県内事業所に広く周知していくことも検討しております。

- (例1) × 試験費用
- 試験対策のための外部講師による講義等
- (例2) × 自転車を購入し、外国人労働者個人の所有とする
- 自転車は事業所の所有とし、外国人労働者へ使用を許可する。加えて、交通マナーや安全講習も実施する

Q3-3.インターンシップによる外国人材の受入れに伴い実施する取組（住居確保や通勤サポートに要する経費）は、この補助金の対象となるのか。

本補助金は、「既に外国人材を直接雇用しており、更に新たに雇用を増やす予定がある企業」または「現在は外国人材を直接雇用していないが、雇用する予定のある企業」を対象とします。また、補助金の申請時には、「外国人材受入（雇用）予定証明書」を提出いただきます。証明書には、「受入（雇用）予定年月日」「在留資格」等を記載いただくこととなります。

インターンシップが対象となるかについては、実習期間終了＝帰国となり、受入事業所での雇用が見込まれない場合は補助金の対象となりませんが、雇用を前提とした実習で、上記「外国人材受入（雇用）予定証明書」の提出が可能という場合であれば、補助金の交付対象となる可能性があります。

*****Q&Aは随時更新しますので、必要に応じて最新版をご確認ください*****

問合せ先

新潟県産業労働部雇用能力開発課雇用対策係
電話：025-280-5270（直通）
メール：ngt050060@pref.niigata.lg.jp

※メールでのお問い合わせは、件名の先頭に必ず【外国人材受入環境整備事業費補助金】と記載してください。